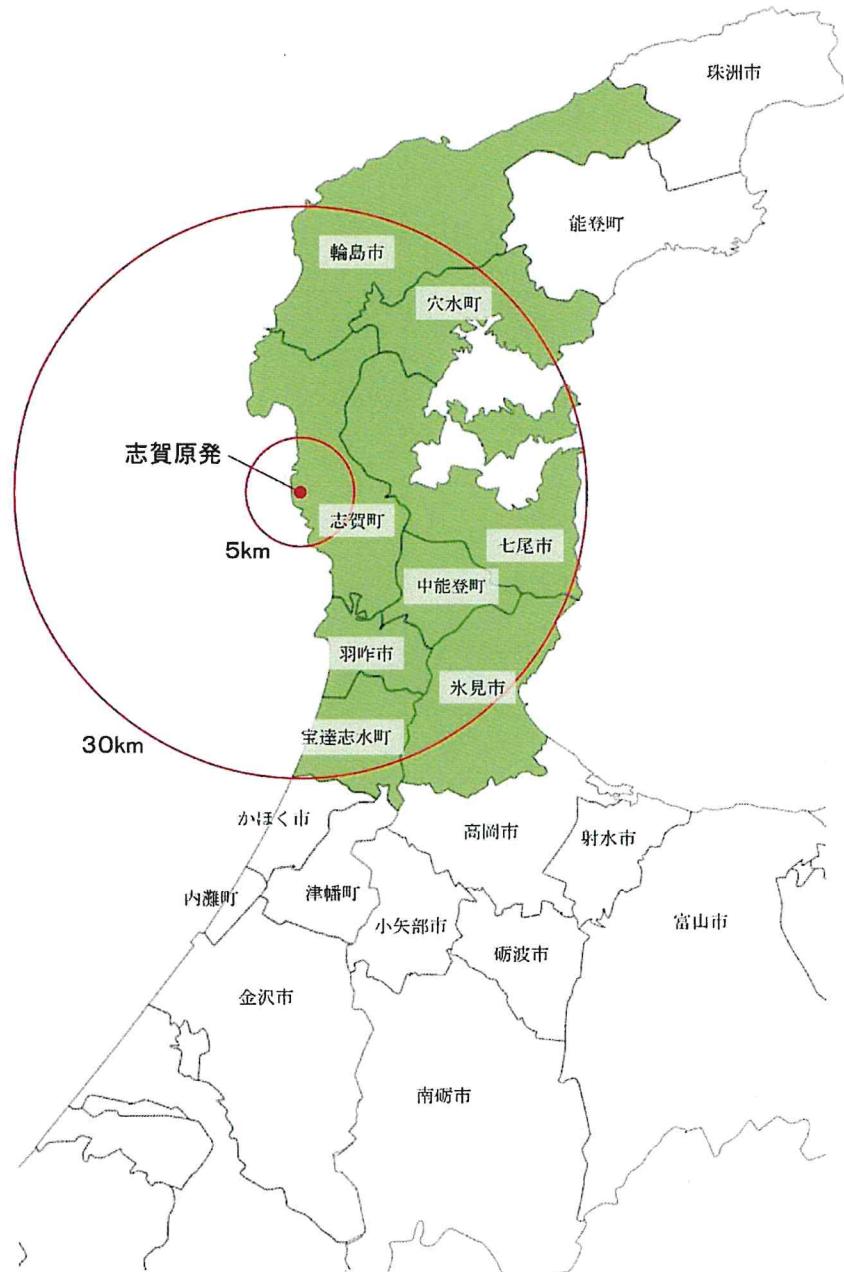


別紙

志賀原発周辺自治体における避難計画の概要



※ 石川県・富山県及び緑色に塗られた8市町において避難計画が策定されている。

【目次】

1	はじめに.....	- 3 -
2	本件原子力施設の周辺地方自治体における避難計画の策定状況等.....	- 3 -
(1)	石川県.....	- 3 -
ア	石川県地域防災計画－原子力防災計画編－（甲 A 1 2 9）	- 3 -
イ	石川県避難計画要綱（甲 A 1 3 0）	- 6 -
(2)	富山県.....	- 10 -
ア	富山県地域防災計画－原子力災害編－（甲 A 1 3 1）	- 10 -
イ	富山県避難計画要綱（甲 A 1 3 2）	- 11 -
(3)	各市町村.....	- 12 -
ア	P A Z ・ U P Z の市町村	- 12 -
イ	各市町村の原子力災害広域避難計画の策定状況等	- 13 -
(ア)	策定した市町村	- 13 -
(イ)	羽咋郡志賀町	- 13 -
(ウ)	鹿島郡中能登町	- 14 -
(エ)	七尾市	- 15 -
(オ)	鳳珠郡穴水町	- 15 -
(カ)	輪島市	- 17 -
(キ)	羽咋市	- 17 -
(ク)	羽咋郡宝達志水町	- 18 -
(コ)	氷見市	- 19 -

1 はじめに

本別紙においては、本件原子力発電施設のPAZ（5km圏内）及びUPZ（30km圏内）の自治体における避難計画の策定状況及び策定されている避難計画の内容について、その概要を述べるものである。

2 本件原子力施設の周辺地方自治体における避難計画の策定状況等

(1) 石川県

石川県は本件原子力発電施設が立地する県であり、PAZの全域及びUPZのほとんどが県域内にあることから、原子力災害についての地域防災計画を作成することとされているほか（原子力災害対策特別措置法28条、災害対策基本法14条、40条）、この地域防災計画として、PAZ及びUPZ内の住民の避難の基本的な枠組となる広域避難計画を作成し、避難元市町村ごとの避難先地方公共団体、避難経路となる国道、県道等及び避難手段等を定めるものとされている。

石川県は上記の定めに従い、「石川県地域防災計画」に原子力防災計画編を設けているほか、当該計画を受けて作成した広域避難計画である「石川県避難計画要綱」を策定している。以下にその概要を述べる。

ア 石川県地域防災計画－原子力防災計画編－（甲A129）

石川県は、地域防災計画（原子力防災計画編）を作成しており、「第2章 原子力災害予防計画 第11節 避難計画の策定」において、以下のように定めている。

(ア) 避難計画要綱の策定

石川県は、原子力災害時における屋内退避及び避難等の防護対策について、「石川県避難計画要綱」を策定する。

(イ) 緊急避難先の確保

a 県及び関係市町は、事故の状況に応じて臨機応変に対応できるよう、事前にできるだけ多くの避難場所を確保する。

- b** 県及び関係市町は、事故発生時の速やかな対応と、避難後の住民サービスの点を考慮し、あらかじめ避難先の基本的な割り振りを設定し、体制整備を図る。

(ウ) 避難手段の確保

災害の状況も踏まえ、自家用車をはじめ、自衛隊車両や自治体車両などの国、県、関係市町の保有する車両、バスなどの民間車両、さらには海上交通手段などあらゆる手段を活用する。

(エ) 関係市町の避難計画の作成

関係市町は、住民等の屋内退避及び避難等の防護対策を実施するに当たって、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、本計画及び「石川県避難計画要綱」に基づき、次の次項を盛り込んだ避難計画を作成する。

- a 発電所周辺における発電所からの距離別人口、世帯数
- b 地区の連絡担当者
- c 屋内退避施設（施設の名称、所在地、収容可能人数、責任者）
- d 避難所（施設の名称、所在地、収容可能人数、責任者）
- e 自家用自動車数及び船舶数
- f 移送を要する推定人員
- g 集合場所
- h 避難経路及び避難方法
- i 避難退域時検査の場所
- j 観光施設等多くの住民が集まる施設の連絡先
- k その他必要な事項

(オ) 要配慮者の避難誘導等

- a** 関係市町は、災害時の避難等について必要な支援を行うため、周辺住民のほか、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協

力を得ながら、平常時より、在宅の要配慮者に関する情報の把握に努める。

- b** 社会福祉施設や医療機関の施設管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保等についてとりまとめた避難計画を策定する。
- c** 国、県及び関係市町は、連携して、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に備え、病院や介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である要配慮者等が一時的に退避する施設等の放射線防護対策の整備に努めるものとする。
- d** 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。

(カ) 学校等施設における避難計画の作成

学校等施設の管理者は、県及び関係市町等と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画（学校安全計画等）を作成するものとする。

(キ) 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び関係市町等と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

(ク) 住民等の避難状況の確認体制の整備

関係市町は、屋内退避又は避難のための立退き勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に把握するための体制をあら

かじめ整備しておく。

(ヶ) 避難所・避難方法等の周知の徹底

関係市町は、屋内退避の方法、避難所の所在地・避難方法、安定ヨウ素剤配布の場所及び避難退域時検査の場所・方法について、平常時から住民等への周知徹底に努める。

(コ) 居住地以外の市町に避難する避難者に関する情報を共有する仕組みの整備

県は、国と連携し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとしている。

(サ) 警戒区域を設定する場合の計画の策定

県は、国と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保することとしている。

イ 石川県避難計画要綱（甲 A130）

2013年（平成25年）3月に、それまでの「石川県退避等措置計画」に代わって策定された「石川県避難計画要綱」は、その後2019年（令和元年）5月に改正されて現在に至っている。その内容の概要は以下のとおりである。

(ア) 防護対策の目的及び基本的考え方（第1章）

被ばくを低減するため、外部被ばくについては①放射線源からできるだけ距離を隔てること、②放射線を遮蔽すること、③放射線の被ばく時間を短くすること、内部被ばくについては、①放射性物質で汚染された空気を吸入しないこと、②放射性物質で汚染された飲食物を経口摂取しないことにそれぞれ留意すべきとする。

(イ) 避難等の基準（第2章）

a P A Z（おおむね5km）内の避難基準

原子力災害対策指針に基づき、志賀原子力発電所の状況に応じて決定された緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）により、国から避難の指示等が行われることとなっているとされている。

b U P Z（おおむね5km～30km）の避難基準

原子力災害対策指針に基づき、緊急時モニタリングの結果を運用上の介入レベル（O I L）の基準に照らし、国から避難等の指示等が行われることとなっているとされている。

具体的な段階として、①O I L 1 の段階では数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）、②O I L 4 の段階では避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染を実施、③O I L 2 の段階では1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施するものとされている。

(ウ) 防護対策の決定（第3章）

「決定事項の伝達方法」として、内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長が、原子力緊急事態宣言を発出した場合において、知事及び関係市町長に対して、住民等の避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告若しくは指示を行うべきこと等を指示することになっている。

(エ) 防災業務関係者の防護措置（第4章）

屋内退避、避難の誘導、救出、警備等に従事する防災業務従事者の防護として、①防護服、②防護マスク、③個人線量計、④防災対策地区の地図、⑤その他必要な資機材を着用又は所持すべきこと等が定められている。

(オ) 広報及び指示、伝達（第5章）

県知事及び関係市町長が報道機関等の防災関係機関との緊密な連携のもとに迅速かつ的確な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るとともに、電話使用の自粛など災害対策の円滑な実施に対する協力を求めることとされている。

(カ) 屋内退避（第6章）

関係市町長が屋内退避の勧告又は指示をするに際して、要請・指示・周知すること等が定められている。

(キ) 住民の避難体制（第7章）

a 避難等の指示、伝達

関係市町長は、内閣総理大臣や県知事から避難に関する情報連絡があり、避難指示等を発令する場合には、対象区域に対して防災行政無線、広報車、CATV、ホームページ、緊急速報メール等のあらゆる広報手段により速やかに住民広報を行い、住民避難等を実施すること等が定められている。

b 避難先の確保、周知

県及び関係市町は、地域コミュニティ維持や円滑な避難住民支援を行うことができるよう、避難先市町の協力を得てあらかじめ選定した町会や集落単位での避難先について、住民に事前に周知するとされており、実際にPAZ内及びUPZ内の市町それぞれについて避難先市町が定められている。

あらかじめ選定した避難先市町が被災等によって避難の受け入れが困難な場合、又は、災害の状況や気象状況によって基本的避難先への避難によりがたい場合には、県はあらためて他の自治体等（県内のバックアップ市町や富山県等）と避難住民の受け入れの調整を行うこととされている。

c 避難手段及び避難ルート等

避難にあたっては、災害の状況に応じ、自家用車をはじめ、自衛隊車両や国、県、関係市町の保有する車両、民間車両、海上交通手段などあらゆる手段を活用するものとされている。

県、関係市町は、避難等を行う際に使用することが想定される基本的な避難ルートについて事前に住民に対して周知を図ることとされており、実際に避難ルートに関する資料として、各市町について避難先市町に向かうためのルートを記載した地図が添付されている。

d 避難退域時検査の実施

国、県、関係市町及び北陸電力が協力して、OILに基づく防護措置として行う住民等の汚染状況を確認することを目的として避難退域時検査を行い、基準値を超えた場合には簡易除染を行うこととして、その範囲等は県や関係市町と国が協議するとともに検査や簡易除染の要員や機材の調整も行うこととされている。

e 学校等における対応

学校等が避難区域となる場合には、関係市町は対象となる学校等の施設管理者に対して、生徒等の避難等に関する対応の指示を行う。学校等の施設管理者は、保護者との間で生徒等の引き渡しに関するルールを定めるとともに、災害時の対応について学校安全指針に基づき避難計画（学校安全指針）を策定することとされている。

f 避難住民への指示事項

関係市町長が避難等を実施するときに伝えるべきことが定められている。

g 避難所責任者について

避難所責任者の行うべき業務や避難所における情報提供について定められている。

h 避難所における住民の留意事項

避難所において住民が留意すべき事項について定められている。

(ク) 要配慮者の避難体制（第8章）

a 避難先の確保、周知

病院や介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である要配慮者等が一時的に避難する施設等の放射線防護対策の整備に努めるとともに、放射線防護対策を施した屋内退避施設について周知するものとされており、実際に資料として放射線防護対策が施された屋内退避施設の一覧表が添付されている。

b 避難手段及び避難ルート等

バス、福祉車両等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、国、県、関係市町が、関係機関の協力を得て、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。

(ケ) 避難先市町の受入について（第9章）

避難所の開設、運営等や避難に係る費用負担について定められている。

(2) 富山県

富山県は、県域の氷見市の一部がUPZに含まれることから、「富山県地域防災計画」に原子力災害編を設けているほか、「富山県避難計画要綱」を策定している。以下にその概要を述べる。

ア 富山県地域防災計画－原子力災害編－（甲A131）

(ア) 富山県における原子力防災対策を重点的に充実すべき区域

原子力災害対策指針を踏まえ、富山県において、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）は、発電所からおおむね半径30kmの圏内としている。この対象区域には、氷見市の一部が含まれている。

(イ) 避難計画の作成

県は、氷見市及びその他の市町村に対し、国の協力のもと、屋内退避

及び避難計画の作成について支援するものとされている。

イ 富山県避難計画要綱（甲 A 1 3 2）

富山県避難計画要綱は、発電所から半径約30km圏内の住民等を迅速に氷見市の境界を越えたより安全な場所に避難させるため、避難等に係る情報連絡体制や避難先、避難手段の確保、避難ルートの選定等、避難する氷見市から避難者を受け入れる県内市町村間の避難体制の確保等の基本的な事項を定めている。

(ア) 防護対策の基本的な考え方

本件原子力施設の状況で決定される緊急事態区分・緊急時活動レベル（E A L）、運用上の介入レベル（O I L）の基準に応じ、国の指示に基づき、原則、まず、屋内退避を行い、次に段階的に避難等の防護措置を実施するものとされている。

(イ) 避難等の基準

富山県避難計画要綱の対象となる地域について、U P Z（本件原子力発電施設から約30km）としている。避難等の防護措置の対象者は、原則、上記の避難対象地域の住民（約14,000人）及び、一時滞在者（旅行者や就業・就学者等）（約1,600人）としている。

(ウ) 防護対策の決定

原子力災害対策指針に基づき、志賀原子力発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分および緊急時活動レベル（E A L）、運用上の介入レベル（O I L）の基準に応じて、避難等の防護措置を実施するものとしている。

(エ) 広報及び指示、伝達

発電所で発生した事故等について、原子力災害につながる恐れがある場合、県は、氷見市、その他の市町村、防災関係機関等に対して、発電所での事故・災害の状況、屋内退避、避難準備、避難等に関する情報連

絡を行うものとしている。

(オ) 屋内退避

富山県内においても防護策として屋内退避が必要であるとしたうえで、社会福祉施設入所者等について特に配慮すべきこと等を定めている。

(カ) 住民の避難体制

氷見市は、国や県から避難準備や避難等に関する情報連絡があり、避難準備情報や避難指示等を発令する場合は、対象地区住民に対して速やかに住民広報を行い、住民避難等を実施することとしている。

(キ) 災害時要援護者の避難態勢

氷見市は、高齢者や障害者等の要配慮者のうち、災害が発生し又は発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難であり、その円滑で迅速な避難等を実施するために、支援を要する避難行動要支援者を把握し、名簿を作成するなど緊急時の対応をあらかじめ整備することとしている。

(ク) 避難先市町の受け入れ体制

県および氷見市は、国や受入自治体等と連携し、避難先での避難の受け入れや避難住民への支援が十分に行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整えるものとしている。

(3) 各市町村

ア P A Z・U P Z の市町村

本件原子力施設から 30 km 圏内 (P A Z・U P Z 内) には 9 市町 (石川県内では羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町、七尾市、鳳珠郡穴水町、輪島市、羽咋市、羽咋郡宝達志水町、かほく市、富山県内では氷見市) が所在し、本件原子力施設の P A Z・U P Z 内の人口は、石川県避難計画要綱によれば石川県内で 15 万 1730 人、富山県避難計画要綱によれば富山県内で 1 万 4029 人の合計 16 万 5759 人となっている。

イ 各市町村の原子力災害広域避難計画の策定状況等

(ア) 策定した市町村

現在、原子力災害広域避難計画を策定した市町村は、9市町のうち、かほく市を除く8市町である。なお、かほく市については、PAZに含まれる地域はなく、UPZに含まれる地域の人口も13人にとどまることから、原子力災害広域避難計画を策定する必要がないと判断しているものと思われる。

以下に述べる市町村のうち、石川県内の7市町の地域防災計画、避難計画は、その文言の大部分が、前述石川県の地域防災計画及び石川県被年計画要綱と同じである。そのため、準備書面本体で指摘している石川県の避難計画の問題点については、それがそのまま各市町の避難計画にも当てはまるものである。

以下の概要は、各市町が石川県の計画よりも詳細に記載している箇所や、石川県の計画の記載とは別に各自治体が地域的な特徴を踏まえて記載していると思われる箇所を中心に述べたものである。

(イ) 羽咋郡志賀町

志賀原子力発電所は志賀町内に設置されており、PAZはすべて志賀町の町域内である。志賀町の町域のうちPAZでない地域もすべてUPZに含まれている。

- a 志賀町の地域防災計画（原子力災害編）のうち避難計画に関連する部分（第2章第10節）（甲A133）の内容は、石川県の地域防災計画（原子力防災計画編）とほぼ同じである。
- b 志賀町は「志賀町原子力災害避難計画」（甲A134）を平成29年11月に策定しているが、その内容も石川県避難計画要綱とほぼ同じである。

(ウ) 鹿島郡中能登町

中能登町避難計画（原子力災害）は、中能登町地域防災計画（原子力災害編）第2章第10節に基づいて策定されたものであり（甲A135：中能登町地域防災計画（原子力災害対策編））避難及び今後の対応について大要以下のとおり定めている（甲A136：中能登町避難計画（原子力災害））。

中能登町避難計画（原子力災害）においても、基本的な一般住民の避難のフローは志賀町と同様である。

中能登町にPAZではなく、全町域がUPZとなることから、原子力災害時の防護措置は屋内退避を基本としつつ、放射性物質放出後のOILに基づく避難・一時移転を想定するとしている。放射性物質放出後に実施する緊急時モニタリングの結果、運用上の介入レベルがOIL1、OIL2と判断された区域を対象に、町会・集落ごとに避難等を実施する。

一般住民の避難等は、自家用車によることを原則とし、自家用車による避難が困難な住民はバス等で避難させることとし、必要に応じて一時集合場所を設け、一時集合場所からバス等で避難することを想定している。ただし、一時集合場所となる施設は、予め特定はされていない。

避難等を行う際に使用することが想定される基本的な避難ルートは策定されており、町は、事前に住民に対して周知を図るものとされている。

ただし、避難指示がされた場合に、自家用車による避難をする一般住民が、それぞれの避難先に向かうまでの間のルートは特に定められておらず、避難先自治体における中継所、基幹避難所は設けられていない。したがって、自家用車による避難をする一般住民は、基本的な避難ルートを参照しつつ、各々の避難先に直接向かうことになると思われる。一時集合場所からバス等で避難する住民についても同様である。

町は、各避難先に町会・集落ごとに各地区を割り振った上で、対象地

区の人口及び世帯数を整理している。

今後の対応事項は、特に挙げられていない。

(エ) 七尾市

七尾市は石川県能登地方最大の都市で約 57,000 人の人口を抱えているところ、市域の全部が U P Z 内にある。

- a 七尾市の地域防災計画（第8編 原子力災害対策編）のうち避難計画に関連する部分（第2章第10節）（甲 A 1 3 7）の内容は、志賀町の地域防災計画（原子力防災計画編）とほぼ同じである。
- b 七尾市は「七尾市避難計画（原子力）」を平成26年3月に策定し平成28年6月に修正して現在に至っている（甲 A 1 3 8）。

このうち、七尾市には島（能登島）があることから、島に架かる2箇所の橋（能登島大橋、中能登農道橋）が災害により使用不能となつた場合を想定した海上避難についての記載がある。具体的には、2箇所の橋がいずれも通行不能となつた場合には、国等が手配する船舶等により避難するものとされているが、大型の船舶は能登島の漁港等に着岸できないことから、住民は最寄りの漁港等まで各自自家用車等で移動したうえで、能登海難救済会等の協力を得て（向こう岸である）七尾港第一ふ頭又は七尾港沖合の船舶まで移動したうえで U P Z 圏外まで避難するものとされている。

また、同計画では「第10章 今後の課題」として、①国が定めた「原子力災害対策指針」で検討中の課題については国の検討の進捗を待って計画に反映すること、②富山県への避難については協議中であるため協議成立後に計画に反映することが記載されている。

(オ) 凤珠郡穴水町

穴水町避難計画は、穴水町地域防災計画（甲 A 1 3 9）に基づいて策定されてるものであり、避難及び今後の対応について大要以下のとお

り定めている（甲 A 1 4 0：穴水町避難計画）。

穴水町避難計画においても、基本的な一般住民の避難のフローは志賀町と同様である。

穴水町に P A Z ではなく、北部の一部を除く全町域が U P Z となることから、原子力災害時の防護措置は屋内退避を基本としつつ、放射性物質放出後の O I L に基づく避難・一時移転を想定するとしている。放射性物質放出後に実施する緊急時モニタリングの結果、運用上の介入レベルが O I L 1、O I L 2 と判断された区域を対象に、町会・集落ごとに避難等を実施する。

一般住民の避難等は、自家用車によることを原則とし、自家用車による避難が困難な住民はバス等で避難させることとし、必要に応じて一時集合場所を設け、一時集合場所からバス等で避難することを想定している。もっとも、参考資料 7 として避難手段の確保（町内の自動車・船舶保有数）として係留場所ごとの船舶数がまとめられており、船舶による避難も相当程度想定しているようである。一時集合場所となる施設は、予め特定はされていない。

避難等を行う際に使用することが想定される基本的な避難ルートは策定されており、町は、事前に住民に対して周知を図るものとされている。ただし、避難指示がされた場合に、自家用車による避難をする一般住民が、それぞれの避難先に向かうまでの間のルートは特に定められておらず、避難先自治体における中継所、基幹避難所は設けられていない。したがって、自家用車による避難をする一般住民は、基本的な避難ルートを参照しつつ、各々の避難先に直接向かうことになると思われる。一時集合場所からバス等で避難する住民についても同様である。

町は、各避難先に町会・集落ごとに各地区を割り振った上で、対象

地区の人口及び世帯数を整理している。

今後の対応事項は、特に挙げられていない。

(カ) 輪島市

輪島市原子力災害避難計画は、輪島市の地域防災計画（原子力災害対策編）（甲 A 1 4 1）に基づいて策定されており、基本的な一般住民の避難フローは、志賀町と同様である（甲 A 1 4 2：輪島市原子力災害避難計画）。

輪島市は、原子力災害避難先として、10の施設及び収容可能数を一覧にしており、あらかじめ選定した町会や集落単位での避難先について県とともに住民に事前に周知するとしている。

また、市は、あらかじめ選定した避難先が被災等によって受け入れが困難な場合、又は、災害の状況や気象状況によって基本的避難先への避難により難い場合には、県に対して他の自治体等と避難住民の受け入れの調整を行うよう要請するとしている。

市は、避難先への避難ルートのうち、市が管轄する道路について、パトロールを実施し、最新の道路状況について合同対策協議会などへ情報伝達を行うこととしている。

(キ) 羽咋市

羽咋市広域避難計画は、羽咋市の地域防災計画（原子力災害対策編）（甲 A 1 4 3）に基づいて策定されたものであるが、基本的な一般住民の避難フローは志賀町と同様である（甲 A 1 4 4：羽咋市広域避難計画）。

羽咋市は、その全域がU P Z の範囲内であることから、市外への避難が検討されている。避難先市町の協力を得てあらかじめ選定した避難先について、県とともに市民に事前に周知することとされ、金沢市での避難先施設、収容人数、町会別人数、集合場所・主要避難経路が

規定されている。また、著しい交通渋滞が想定される箇所（猫の目交差点、飯山交差点）等については、災害の状況を踏まえながら、避難経路の変更も含めて交通規制及び交通誘導を強化する。とされている。

また、今後の課題として、1. 原子力災害対策指針に基づき、国の検討に応じて、本計画を隨時見直すこととする。2. 広域避難に関する(1)富山県への広域避難(2)避難車両（バス、福祉車両等）の確保(3)安定ヨウ素剤の配布・服用(4)避難残留者への対応(5)「避難時間推計シミュレーション」結果にともなう避難経路等の見直し(6)避難受入れ先市町等での避難車両の駐車場の確保については、現在、関係者等と協議を行っており、協議の結果に応じて、隨時見直すこととするとしている。

（ク）羽咋郡宝達志水町

宝達志水町避難計画は、宝達志水町地域防災計画（原子力災害対策編）（甲 A 1 4 5）に基づいて策定されたものであり、避難及び今後の対応について大要以下のとおり定めている（甲 A 1 4 6：宝達志水町避難計画）。

宝達志水町避難計画においても、基本的な一般住民の避難のフローは志賀町と同様である。

宝達志水町に P A Z ではなく、南側の一部地域を除くほぼ全町域が U P Z となることから、原子力災害時の防護措置は屋内退避を基本としつつ、放射性物質放出後の O I L に基づく避難・一時移転を想定している。放射性物質放出後に実施する緊急時モニタリングの結果、運用上の介入レベルが O I L 1, O I L 2 と判断された区域を対象に、地区・集落ごとに 避難等を実施する。

一般住民の避難等は、自家用車によることを原則とし、自家用車による避難が困難な住民はバス等で避難させることとし、あらかじめ一

時集合場所を設け、一時集合場所からバス等で避難することを想定している。

避難等を行う際に使用することが想定される基本的な避難ルートは策定されており、町は、事前に住民に対して周知を図るものとされているが宝達志水町ホームページ上で公開されている宝達志水町避難計画（甲 A 1 4 6）には、基本的な避難ルートは明示されていない。また、自家用車又はバスによって避難をする一般住民が、それぞれの避難先に向かうまでの間の中継所、基幹避難所が設けられているか否かは不明である。

町が、各避難先に町会・集落ごとに各地区を割り振っているか否かは不明である。また、対象地区の人口及び世帯数を整理しているか否かも不明である。

今後の対応事項は、特に挙げられていない。

（コ）氷見市

氷見市は、富山県内で唯一、市域の一部がUPZ内にあたる自治体であり、氷見市地域防災計画（原子力災害対策編）（令和3年11月修正）（甲 A 1 4 7）と、その下部計画にあたる氷見市住民避難計画（令和3年11月修正）（甲 A 1 4 8）を策定している。住民避難計画の避難等の対象者は、UPZ区域内の住民13,546人（令和3年4月1日時点）及び一時滞在者約1,500人とされている。

- a 氷見市地域防災計画（原子力災害対策編）のうち避難計画に関する部分（第3章第5節）の内容は、富山県地域防災計画（原子力災害編）（平成27年6月修正）と概ね同じである。
- b 氷見市住民避難計画は、富山県避難計画要綱と「連携し」、これとの「整合性を図る」ものとされており、避難計画に関する内容は概ね富山県避難計画要綱と同様であるが、加えて、行政区ごとの一時

集合場所、避難先、基本的避難経路等について具体的に記載がなされている。

以 上